を加え、「大分郡庄内町大字阿蘇野」を「佐伯市（字目、米水津及び蒲江に限る。）、竹田市久住町（大字久住字久住山及び大字有氏（字九重山、字鉢ノ久保及び字大船山に限る。）に限る。）、由布市（庄内町阿蘇野」に、「、同郡湯布院町大字川西字野稲、南海部郡宇目町、同郡米水津村、同郡蒲江町、直入郡久住町（大字有氏字九重山、字鉢ノ久保及び字大船山並びに大字久住字久住山」を「及び湯布院町川西字野稲」に、「（九重町」を「九重町」に、「に限る。）並びに」を「を除く。）及び同郡」に改め、「玖珠町」の下に「（大字森（字東奥山、字返事ヶ尾及び字西奥山に限る。）」を加え、「字潰シ坂」を「字潰レ坂」に、「字石垣ノ元」を「字石塩の元」に、「字内ヶ窪、字塚ノ脇」を「字肉ヶ窪、字塚の脇」に、「字官の上」を「字宮の上」に改め、「、大字森（字東奥山、字返事ヶ尾及び字西奥山に限る。）」及び「及び日田郡」を削り、同表備考を次のように改める。

備考

一　この表に掲げる区域は、令和三年六月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。

二　第三号に掲げる区域のうち旧字という名称を含むものは、当該区域において広く通用している名称によつて表示されたものとする。

別表第二第十一号中「建築基準法施行令」の下に「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を加える。（水質汚濁防止法施行令の一部改正）

第二条　水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「りん」を「燐（りん）」に改める。

第四条の二中「次の表の上欄に掲げるとおりとし、」を「化学的酸素要求量及び窒素又は燐（りん）の含有量とし、当該項目ごとの」に、「当該項目ごとにそれぞれ同表の中欄」を「いずれも次の表の上欄」に改め、同条の表を次のように改める。

館山市洲崎から三浦市剱埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第一号に掲げる区域
愛知県伊良湖岬から三重県大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第二号に掲げる区域
和歌山県日ノ御埼から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬まで引いた線、愛媛県高茂埼から大分県鶴御埼まで引いた線、山口県特牛灯台から同県角島通瀬埼まで引いた線、同埼から福岡県妙見埼まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域	別表第二第三号に掲げる区域

別表第二第一号イからハまでを次のように改める。

イ　埼玉県（熊谷市（玉井、玉井南一丁目から玉井南三丁目まで、新堀、高柳、玉井一丁目から玉井五丁目まで、上中条、上奈良（字小塚、字下向河原及び字上向河原を除く。）、中奈良、下奈良、四方寺、奈良新田、東別府、西別府、下増田、別府一丁目から別府五丁目まで、新堀新田、拾六間（字外原を除く。）、美土里町一丁目から美土里町三丁目まで、妻沼、弥藤吾、男沼、妻沼台、出来島、間々田、妻沼小島、永井太田、飯塚、八木田、道ヶ谷戸、上江袋、原井、市ノ坪、上根、江波、八ツ口、善ヶ島、上須戸、西城、田島、西野、葛和田、日向、弁財、大野、俵瀬、妻沼東一丁目から妻沼東五丁目まで、妻沼中央、籠原南一丁目から籠原南三丁目まで、妻沼西一丁目及び妻沼西二丁目に限る。）、行田市大字北河原、秩父市吉田太田部、加須市（飯積、麦倉、柳生、小野袋、柏戸、向古河、陽光台一丁目、陽光台二丁目、伊賀袋、駒場、本郷及び栄に限る。）、本庄市、深谷市（本田、畠山、田中、長在家、菅沼、瀬山、川本明戸、白草台、武川、武蔵野（字新屋敷、字西番屋、字番屋、字篠の内、字塚越、字柳馬場、字竹の内、字大宿、字一本杉、字餓鬼塚、字流、字伊勢領、字的場、字下田、字千蔵寺、字櫛引及び字水崎を除く。）、緑台、小前田、荒川、黒田、永田及び北根を除く。）、秩父郡皆野町（大字金沢（字所沢、字中東、字水堺、字柿篭、字新平、字妙部谷戸、字小塚沢、字指平、字向平、字青柳、字橋爪、字上大平、字大平、字田中入、字塩入、字草刈場、字日影勝負沢、字岩鼻及び字金山入を除く。）に限る。）、児玉郡美里町（大字円良田を除く。）、同郡神川町、同郡上里町及び大里郡寄居町大字用土を除く。）の区域

ロ　千葉県の区域のうち、千葉市（若葉区（和泉町、大井戸町、大草町、小倉台六丁目、小倉町、御成台一丁目から御成台四丁目まで、小間子町、金親町、上泉町、北谷津町、古泉町、御殿町、桜木一丁目から桜木八丁目まで、桜木北一丁目から桜木北三丁目まで、更科町、下泉町、下田町、高根町、多部田町、旦谷町、千城台北一丁目、千城台東二丁目から千城台東四丁目まで、富田町、中田町、中野町、西都賀五丁目、野呂町、谷当町、若松台一丁目から若松台三丁目まで及び若松町に限る。）及び緑区（大高町、越智町、上大和田町、下大和田町、高田町、高津戸町、土気町、平川町、誉田町二丁目、小食土町、あすみが丘一丁目からあすみが丘三丁目まで及びあすみが丘東一丁目からあすみが丘東五丁目までに限る。）を除く。）、市川市、船橋市（二和東一丁目から二和東六丁目まで、二和西一丁目から二和西六丁目まで、三咲町、三咲一丁目から三咲九丁目まで、南三咲一丁目から南三咲四丁目まで、八木が谷町、高野台一丁目から高野台五丁目まで、八木が谷一丁目から八木が谷五丁目まで、みやぎ台一丁目からみやぎ台四丁目まで、咲が丘一丁目から咲が丘四丁目まで、薬円台三丁目、薬円台四丁目、習志野一丁目、習志野三丁目、高根台一丁目から高根台七丁目まで、新高根三丁目から新高根五丁目まで、松が丘一丁目から松が丘五丁目まで、大穴町、大穴南一丁目から大穴南五丁目まで、大穴北一丁目から大穴北八丁目まで、習志野台一丁目から習志野台八丁目まで、神保町、大神保町、小室町、小野田町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、古和釜町、坪井東一丁目から坪井東六丁目まで、坪井西一丁目、坪井西二丁目及び坪井町を除く。）、館山市（西川名、伊戸、坂足、小沼、坂井、大神宮、中里、竜岡、犬石、佐野、藤原、洲宮、茂名、布沼、布良、相浜、畑及び神余を除く。）、木更津市、松戸市（金ケ作字新木戸、五香六実（字元山を除く。）、高柳新田、高柳、六高台一丁目から六高台九丁目まで、六実一丁目から六実七丁目まで、五香一丁目から五香八丁目まで及び五香南一丁目から五香南三丁目までを除く。）、野田市（目吹（字南大山を除く。）、金杉（字窪上及び字道下に限る。）、谷津字木戸口、吉春字木戸口、蕃昌（字米**哦**、字今和泉、字中窪及び字大窪に限る。）、船形（字上原二を除く。）、中里（字西岸寺前、字松葉、字尾崎境、字鶴ケ谷、字西耕地、字寺山、字込角、字光浄寺、字五駄、字扇田、字宮田、字香取原及び字椿谷を除く。）、長谷、小山、莚打、三ツ堀（字笹久保、字谷中耕地、字中屋敷、字仲内、字箕ノ輪、字鞍ノ橋台、字鞍ノ橋、字石塔、字西、字榎戸、字小橋、字灰毛、字稲荷前、字六畝及び字小橋台を除く。）、瀬戸（字蓮沼、字谷中、字押出し、字塔ケ久保台、字立山、字勢至、字欠作、字多良ノ木、字土塔及び字向原を除く。）、木野崎（字下鹿野、字鹿野、字上鹿野及び字鹿野山を除く。）、東宝珠花（字川通及び字相耕地を除く。）、親野井、柏寺、木間ケ瀬、木間ケ瀬新田、桐ケ作、古布内、関宿内町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿三軒家、関宿台町、関宿元町、関宿元町飛地、関宿町、中戸、中戸谷津、次木、西高野、新田戸、はやま、東高野、泉一丁目から泉三丁目まで、平成及びなみき一丁目からなみき四丁目までを除く。）、習志野市、柏市（豊四季（字富士見台、字神山、字向神山、字三角、字向屋敷、字鞍掛、字鞍林、字笹原、字新宿及び字道灌坂に限る。）、船戸（字小船及び字猪之山に限る。）、船戸山高野（字大山、字高砂、字金沢、字根郷及び字宮本に限る。）、大青田（字小渡、字溜台及び字東山を除く。）、青田新田飛地（字元割及び字向割に限る。）、新十余二、柏インター東、みどり台二丁目、みどり台四丁目、酒井根（字下り松及び字大清水に限る。）、中新宿一丁目から中新宿三丁目まで、西山一丁目、西山二丁目及び東山二丁目に限る。）、市原市、流山市（江戸川台東一丁目から江戸川台東三丁目まで、駒木、駒木台、青田、十太夫、美田、東初石一丁目から東初石四丁目まで、西初石五丁目、おおたかの森北一丁目からおおたかの森北三丁目まで、おおたかの森西一丁目、おおたかの森西三丁目、おおたかの森西四丁目、おおたかの森東一丁目からおおたかの森東四丁目まで及びおおたかの森南一丁目を除く。）、八千代市（大和田（字上宿を除く。）、萱田町字南側、高津、大和田新田字飯盛台、村上字五百堂、下市場一丁目、勝田台、勝田、勝田台南、八千代台東、八千代台南、八千代台西、八千代台北及び高津東に限る。）、鎌ケ谷市（鎌ケ谷九丁目、南鎌ケ谷一丁目から南鎌ケ谷四丁目まで、大字道野辺、東道野辺